

# 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について

平成 16 年 9 月制定  
令和 8 年 1 月最終改正

茨城町では、建設工事の適正な施工を確保するため、当町の発注する建設工事に配置する主任技術者及び監理技術者について、健康保険被保険者証の廃止に伴い、下記のとおり改正し、令和 8 年 2 月 1 日以降に当初契約する工事から取扱います。

## 記

### 1 主任技術者及び監理技術者等の適正配置について

町発注工事における専任の主任技術者及び監理技術者の所属建設業者との雇用関係の確認については、直接的かつ恒常的（3 月以上）な雇用関係が必要となります。雇用関係の確認を行う対象工事等取扱いについては下記の通りとします。

#### （1）対象工事

- ・建築工事一式 請負代金額 8, 000 万円以上
- ・その他の工事 請負代金額 4, 000 万円以上

#### （2）直接的な雇用関係

配置予定技術者とその当該建設業者との間に、第三者の介入する余地のない雇用に関する権利義務関係が存在することをいいます。詳細は、監理技術者制度運用マニュアルをご参照ください。

#### （3）恒常的な雇用関係

3 月以上の雇用関係基準日は下記の通りとし、雇用関係の確認についても同様の期日に行うものとします。なお、雇用関係有無の判定は下記に記載の基準日を含め行うものとします。

- ・一般競争入札については、競争参加資格申請日
- ・公募型指名競争入札については、入札参加申込のあった日
- ・指名競争入札については、入札執行日
- ・例外的な取扱いについては、監理技術者制度運用マニュアル二一四に基づく

#### （4）雇用確認の書類

配置予定技術者届書（様式第 1 号）に下記のいずれかの書類の写しを添付の上、提出して下さい。

- ①監理技術者証（所属会社名が一致しているもの）
- ②雇用保険被保険者証又は雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）
- ③住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書
- ④給与所得の源泉徴収票
- ⑤技術職員名簿（経営事項審査）

## **2 周知**

入札公告、入札実施案内、工事入札通知書へ付記し参加者へ周知します。

## **3 指名競争入札時の事務処理**

指名競争入札における事務処理は次のとおりとする。

- (1) 入札執行時に、予定価格内の最低価格者に対し、配置予定技術者届書（様式第1号）により確認する。
- (2) 最低価格者が、確認書類の持参を失念した場合は、「保留」とし、早急に日時を指定して配置予定技術者届書を提出させ確認する。
- (3) 最低価格者が技術者の直接的かつ恒常的雇用関係を確認する書類が提示出来ない場合
  - ①直接的かつ恒常的雇用関係にある技術者を工事現場に配置できない者が入札をし、かつ最低価格者である場合は、当該建設業者に対し、「技術者の直接的かつ恒常的雇用関係に関する条件に違反するため落札者としない」と口頭で通告する。
  - ②次順位者が予定価格内であれば、上記（1）～（3）の確認を行って落札者とする。
  - ③次順位者が予定価格を上回っている場合は、入札不調とし、再度入札に付する。
  - ④最低価格者が、確認書類の持参を失念し保留とされた者が、指定する日時までに確認書類を提示できない場合で、次順位者が予定価格を上回っている場合は、「入札不調」となった旨を各入札参加者に通知し、再度入札に付する。

## **4 その他**

随意契約による場合は、上記を準用し雇用関係を確認する。

以上